

別紙

滋賀県保育士等奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市町が行う保育士等に対し奨学金の返還に係る費用の一部を支援する事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、「滋賀県保育士等奨学金返還支援事業の実施について」（令和3年6月8日付滋子青第1430号滋賀県健康医療福祉部長通知）の別紙「滋賀県保育士等奨学金返還支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施される事業とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金の交付の申請は、別記様式第1号の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添え、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 対象者から提出のあった保育士等奨学金返還支援事業実施計画書（実施要綱別添様式1）および関係書類の写し
- (3) 補助事業に係る収支予算（見込）書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(変更の申請)

第5条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更しようとする場合には、前条に定める申請手続きに従い、別記様式第2号の補助金変更交付申請書を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更に係る場合はこの限りではない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定によりこの補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) この補助金と当該事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成し、調書および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する補助金の実績報告は、別記様式第3号の実績報告書に次に掲げる書類を添えて翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書
- (2) 対象者から提出のあった保育士等奨学金返還支援事業実施状況報告書（実施要綱別添様式2）および関係書類の写し
- (3) 補助事業に係る収支決算（見込）書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(標準事務処理期間)

第8条 この補助金の標準事務処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、第4条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、第5条第1項の規定による変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、前条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(指示または検査)

第9条 知事は、この補助金に関し、補助金の交付を受けた者に対して必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことがある。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく事業内容の変更の申請または第7条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第11条 規則またはこの要綱に定めるほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
保育士等1人当たり年額120,000円	奨学金の返還に係る費用の一部を支援する事業に要する経費として市町が保育士等に交付する額	1 / 2